

N 編及び S 編の適用明確化に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編及び S 編
鋼船規則検査要領 S 編

改正事項

N 編及び S 編の適用明確化に関する事項

改正理由

鋼船規則の総合見直しの一環として、鋼船規則 N 編及び S 編に関する規則の適用が不明確な箇所の洗い出しを行った。

上記の洗い出しによって確認された規則上の適用が不明確な箇所や不整合を修正するため、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 清浄機の保護に関する規定の免除について、鋼船規則 N 編及び S 編の適用船と非適用船で同一となるよう改めた。
- (2) 鋼船規則検査要領 S 編において、二重底等の出入口に関する図の説明の記述を改めた。これに併せて、当該図を一新し備考を追加した。

改正条項

鋼船規則 N 編 11.1.1
鋼船規則 S 編 11.1.1
鋼船規則検査要領 S 編 S3.4.1, 図 S3.4.1-4.